

《愛知県議会 会議録より》

2017.12.20：平成 29 年議員定数等調査特別委員会

【下奥奈歩委員】

共産党の考え方を申し上げる。まず、総定数についてである。多くの県民の切実な声を反映できるように総定数は削減することなく、現在の総定数 102 人を維持することを基本とすべきである。平成 27 年国勢調査によると、本県の議員 1 人当たり人口は 7 万 3,364 人で全国 5 番目に多い。過去の定数を見ると平成 3 年改選時点で総定数は 110 人であり、当時参考とした昭和 60 年国勢調査の人口が 645 万 5,172 人であったことを考えると 102 人は決して多くはない。したがって、総定数については削減することなく現状維持とすべきである。それが多くの県民の県政に対する切実な声を反映させることにつながる。

次に、選挙区の在り方についてである。多くの県民の切実な声を反映できるようにするためには 1 人区をできる限り解消していくことが求められる。1 人区は小選挙区制であり、死票が一番多く出ることになる。本県の 1 人区は 25 区あり、大阪の 31、埼玉の 27 に次いで 3 番目に多い。東京は 42 の選挙区に対して 1 人区の数 は 7 である。1 人区を少しでも少なくして多くの県民の声が反映される選挙区にすべきである。

次に、各選挙区の定数配分についてのうち、投票価値の較差の是正についてである。法の下での平等、投票価値の平等という観点から、較差は可能な限り最小限にすべきであり、2 倍未満とすべきである。現在の 1 票の較差は 2.27 倍であり、一人で 2 票以上を持つ事態となっており法の下での平等、投票価値の平等という憲法の原則に反している。較差は可能な限り最小限とすべきであり、少なくとも 2 倍未満とすべきである。

次に、公職選挙法第 15 条第 8 項ただし書の適用についてである。原則どおり、人口に比例して、条例で定めるべきであり、ただし書の適用は行うべきではない。ただし書の適用を行うことにより、1 票の較差が増えたり、逆転現象が生じる可能性がある。

最後に、逆転現象の取扱いについてである。法の下での平等、投票価値の平等という観点から、逆転現象はなくすべきであり、人口に比例した定数にすべきである。